
「個人情報の保護に関する指針」等の一部改正について

日証協 平成 28 年 1 月 18 日

本協会では、本年 1 月 15 日付けで決議された持回り自主規制会議において、本協会諸規則の一部改正を行った。

本規則改正は、「特定個人情報保護委員会」の「個人情報保護委員会」への改組（「個人情報の保護に関する法律」及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の一部改正。）が行われ、また、特定個人情報の漏えい時における対応について個人情報保護委員会及び金融庁から告示等が示されたことに伴い、「個人情報の保護に関する指針」及び『「個人情報の保護に関する指針」に関する解説』の一部改正を行うものである。

本規則改正は平成 28 年 1 月 18 日から施行する。

本規則改正に係る趣旨骨子及び新旧対照表は、以下のとおりである。

「個人情報の保護に関する指針」等の一部改正について

平成 28 年 1 月 18 日
日 本 証 券 業 協 会

I. 改正の趣旨

「特定個人情報保護委員会」の「個人情報保護委員会」への改組（「個人情報の保護に関する法律」及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の一部改正）が行われ、また、特定個人情報の漏えい時における対応について個人情報保護委員会及び金融庁から告示等が示されたことから、「個人情報の保護に関する指針」及びその解説を改正することとする。

II. 改正の骨子

（１）漏えい事案等の発生時における「個人情報保護委員会」への報告

特定個人情報の漏えい事案等の発生時における報告先について、「特定個人情報保護委員会」の改組に伴い、名称を「個人情報保護委員会」に改正する。

また、特定個人情報の漏えい時の対応について、個人情報保護委員会の「事業者における特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応について」及び金融庁の「特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応について」に従って対応する必要がある旨の留意事項を解説に記載する。

（保護指針第 23 条及び解説）

（２）基礎年金番号の取得制限

国民年金手帳を本人確認書類として用いる場合等において、国民年金法に規定された場合以外には基礎年金番号を取得してはならない旨の留意事項を解説に記載する。

（保護指針第 8 条に係る解説）

III. 施行の時期

この改正は、平成 28 年 1 月 18 日から施行する。

○ 本件に関するお問い合わせ先

自主規制企画部 個人情報監理室 （TEL. 03-3667-8470）

以 上

「個人情報の保護に関する指針」の一部改正について

平成 28 年 1 月 18 日

(下線部分変更)

新	旧
(漏えい事案等への対応) 第 23 条 協会員は、個人情報の漏えい事案等の事故が発生した場合には、金融庁及び本協会に直ちに報告することとする。ただし、特定個人情報の漏えい事案の発生の場合には、あわせて<u>個人情報保護委員会</u>にも報告するものとする。 2～3 (現行どおり) 付 則 この改正は、平成 28 年 1 月 18 日から施行する。	(漏えい事案等への対応) 第 23 条 協会員は、個人情報の漏えい事案等の事故が発生した場合には、金融庁及び本協会に直ちに報告することとする。ただし、特定個人情報の漏えい事案の発生の場合には、あわせて<u>特定個人情報保護委員会</u>にも報告するものとする。 2～3 (省 略)

『個人情報保護に関する指針』に関する解説の一部改正について

平成 28 年 1 月 18 日

(下線部分変更)

新		旧	
個人情報保護に関する指針	解 説	個人情報保護に関する指針	解 説
(適正な個人情報の取得) 第 8 条 協会員は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。また、協会員は、第三者から個人情報を取得するに際しては、本人の利益の不当な侵害を行ってはならない。	(1)～(3) (現行どおり) (4) 個人番号及び基礎年金番号の取得 個人番号及び基礎年金番号は法令により規定された場合以外には取得してはならないことに留意を要する。 (参照条文：保護法 17 条、金融分野ガイドライン 7 条、番号法 15 条、19 条、20 条、番号法金融機関ガイドライン 3-(3)、国民年金法 108 条の 4)	(適正な個人情報の取得) 第 8 条 協会員は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。また、協会員は、第三者から個人情報を取得するに際しては、本人の利益の不当な侵害を行ってはならない。	(1)～(3) (省 略) (4) 個人番号の取得 個人番号は法令により規定された場合以外には取得してはならないことに留意を要する。 (参照条文：保護法 17 条、金融分野ガイドライン 7 条、番号法 15 条、19 条、20 条、番号法金融機関ガイドライン 3-(3))
(漏えい事案等への対応) 第 23 条 協会員は、個人情報の漏えい事案等の事故が発生した場合には、金融庁及び本協会に直ちに報告することとする。ただし、特定個人情報の漏えい事案の発生の場合には、あわせて個人情報保護委員会にも報告するものとする。	(1)～(2) (現行どおり) (3) 特定個人情報の漏えい事案等の発生に際しては、個人情報保護委員会の「事業者における特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応について」及び金融庁の「特定個人情報の漏えい事案等が発生した場	(漏えい事案等への対応) 第 23 条 協会員は、個人情報の漏えい事案等の事故が発生した場合には、金融庁及び本協会に直ちに報告することとする。ただし、特定個人情報の漏えい事案の発生の場合には、あわせて特定個人情報保護委員会にも報告するものとする。	(1)～(2) (省 略) (新 設)

新		旧	
個人情報の保護に関する指針	解 説	個人情報の保護に関する指針	解 説
2～3 （ 現行どおり ） 付 則 この改正は、平成 28 年 1 月 18 日から施行する。	<u>合の対応について」に従って対応する必要がある。</u> (参照条文：基本方針、金融分野ガイドライン 22 条)	2～3 （ 省 略 ）	(参照条文：基本方針、金融分野ガイドライン 22 条)